第 6 章　調査計画書についての知事の意見

第 6 章 調査計画書についての知事の意見

「埼玉県環境影響評価条例」(平成 6 年 12 月、埼玉県条例第 61 号) 第 8 条の規定により、「桶川都市計画事業（仮称）桶川北本 IC 周辺東部地区土地区画整理事業　環境影響評価調査計画書」に対し、埼玉県知事から提出された意見は、以下に示すとおりである。

1 事業計画について

(1)　事業計画については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、周辺の田園環境と調和するような土地利用計画を定めること。

(2)　窒素酸化物は自動車が集積すると濃度が高くなることから、トラックが滞留せず、スムーズに交通を流すような道路計画の策定に努めること。

(3)　水路付替及び雨水貯留に伴う水流の変化による下流域や近隣農地の水利用への影響及び地下水への影響について言及し、状況を明らかにすること。

なお、計画地における雨水については石川川に排水する計画であるが、特に企業予定地内における地下雨水貯留槽からの排水については、排水先下流の浸水が想定される区域を考慮した排水計画とすること。

(4)　計画地内の緑地の配置については、既存樹や屋敷林を出来る限り活用しながら、周辺緑地との連続性を確保できるよう検討すること。

(5)　計画地内で湿地の造成を計画する場合は、生態系の保全の観点、計画地内の雨水貯留機能の観点、計画地から石川川への自然な排水の観点から出来る限り既存の湿地を活用するようにすること。

(6)　既存樹や屋敷林はその土地の文化的資産であるという観点を念頭に、当該樹木の植生の状況を記録し、これを元に保全計画を立て、伐採の低減に努めること。

(7)　進出予定企業の業種のうち流通業については、その物流施設稼働に伴う夜間の照明による生態系、景観への影響が想定される。

搬入口などからの光のもれや建物自体のライトアップ、また設置される街路灯の位置等については、これら環境要素に配慮した事業計画となるよう努めること。

2 調査、予測及び評価について

(1)　全般的事項

進出予定企業の業種を流通業、製造業としているが、事業内容並びに周辺環境への影響（保育園などの要配慮施設及び交通流への影響）を具体的に把握した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

なお、事業内容に不明確な部分が残る場合には、最大の負荷が見込まれる業種や想定される交通量などを元に調査、予測及び評価を行うこと。

(2)　水質

供用後に設置される合併浄化槽の規模について検討し、想定される規模に基づく負荷量を元に予測評価を行うこと。

(3)　水象

ア　河川等の流量、流速及び水位に係る現地調査における降雨時の調査については、ゲリラ豪雨等の予期せぬ雨量時の状況を考慮する必要があるため、台風もしくは集中豪雨後における調査とすること。

イ　地下水位の予測評価にあっては、湿地からの影響や、企業による貯水槽設置及び石川川の暗渠化による地下水浸透量の変化も考慮すること。

(4)　地盤

3 か所の既存ボーリング調査地点はいずれも計画地周縁部の地盤が比較的強固な地点である一方、計画地中央は石川川上流の谷地（低湿地）であり、地盤が軟弱である。ついては、計画地中央部に新規ボーリング調査地点を選定し、圧密試験を実施した上で調査、予測及び評価を行うこと。

なお、周辺のボーリング結果を踏まえると、掘削深については 40m以深が妥当である。

(5)　植物

植物の調査に当たっては、計画内にある樹高の高い屋敷林をオオタカが利用している可能性も考慮に入れて行うこと。

(6)　景観

進出予定企業の業種のうち流通業について、物流施設は長大な建物であり、屋敷林の保護もあまりできないようなので、景観の変化が著しくなる懸念がある。また、公開緑地はあるが、周辺緑地との連続性は確保されていない。

以上の前提から、近景を積極的に予測評価すべきであり、少なくとも次のとおり計画地の東西南北各地点の近景を調査予測評価すること。

ア　東及び西側

計画地南側を東西に走る市道 65 号線沿いとし、川田谷陣屋などの景観ポイントを考慮し地点を選定すること。

イ　南側

川田谷こどもの森またはそれに近い計画地が視認できる道路上、雷電神社及び市道 1537 号線上などを検討すること。

ウ　北側

計画地に隣接する首都圏中央連絡自動車道（圏央道）からの視点とすること。

3 環境保全措置について

(1)　水質

桶川・北本水道企業団では、深層地下水を水道水源としていることから、当該水道水源への影響が大きいと予想される場合には、水質モニタリングを行うなどの環境保全措置を実施すること。

(2)　動物

計画地の周辺において、オオタカの営巣の情報があることから、工事による営巣放棄のリスクを出来る限り低減できるような環境保全措置を講じること。

(3)　史跡・文化財

計画地周辺に多数の埋蔵文化財包蔵地が確認されていることや、計画地内にも一部埋蔵文化財包蔵地が含まれていることから、関係機関とよく協議の上調査を実施することとし、埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。

(4)　廃棄物等

計画地中央に埋設している産業廃棄物については、道路管理者や進出企業と協議し、関係法令に則り、適切に対処すること。